

○瑞穂町図書館協議会条例

平成 2 1 年 3 月 1 3 日

条例第 2 号

改正 平成 2 4 年 3 月 8 日 条例第 4 号

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 4 条の規定に基づき、瑞穂町図書館に瑞穂町図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、次に掲げる者のうちから瑞穂町教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する委員 8 人以内をもって組織する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) その他委員会が特に必要と認める者

(平成 2 4 条例 4 ・全改)

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成 2 1 年教委規則第 8 号で平成 2 1 年 7 月 1 日から施行)

(準備行為)

2 第2条に規定する委員の委嘱について必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成24年3月8日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の瑞穂町図書館協議会条例第2条の規定により委嘱された委員は、この条例による改正後の瑞穂町図書館協議会条例第2条の規定により委嘱された委員とみなす。

○瑞穂町図書館協議会条例施行規則

平成 21 年 3 月 26 日

教委規則第 9 号

改正 平成 24 年 3 月 22 日教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瑞穂町図書館協議会条例（平成 21 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、瑞穂町図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、瑞穂町図書館館長（以下「館長」という。）の諮問に応じ、図書館の運営について必要な事項を調査し、及び審議するとともに、図書館が行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べるものとする。

(委員の構成)

第 3 条 条例第 2 条に規定する委員の構成は、次に掲げるとおりとする。ただし、第 3 号の者については、公募によることができる。

- (1) 学校教育関係者 2 人以内
- (2) 社会教育関係者 2 人以内
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 2 人以内
- (4) 学識経験者 2 人以内
- (5) その他委員会が特に必要と認める者 2 人以内

(平成 24 教委規則 1・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、公開するものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育部図書館において処理する。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日教委規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 資料 2 - 3

○瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 4 1 年 6 月 3 0 日

条例第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 の規定に基づき、瑞穂町非常勤特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）に対し支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(平成 2 0 条例 2 6 ・一部改正)

(報酬)

第 2 条 特別職の職員の報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 日額による報酬は、月の初日から月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を支給する。

3 年額による報酬は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までを計算期間として支給し、その期間の中途において任命され、又は離職し、若しくは死亡したときには、その日の属する月から起算し、又はその日の属する月までを、月額をもって計算した額を支給する。

(昭和 4 4 条例 1 0 ・平成 1 9 条例 1 ・一部改正)

(費用弁償)

第 3 条 特別職の職員が、職務のため旅行したときは、その旅行に対しそれぞれ費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第 2 のとおりとする。

(昭和 4 4 条例 1 0 ・一部改正)

(支給方法)

第 4 条 報酬及び旅費の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

(平成 1 9 条例 1 ・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年6月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

職名	報酬額
図書館協議会会長	日額 9,000円
同 委員	日額 8,000円

別表第2(第3条関係)

(平成5条例3・全改、平成19条例1・一部改正)

鉄道 賃	船賃	航空 賃	車賃	日当 (1日につ き)	宿泊料 (1夜につ き)	食卓料 (1夜につ き)
実費	実費	実費	実費	1,800円	15,000 円	1,800円

# 平成30年度図書館運営状況一覧表

平成31年3月31日現在

	蔵書数								登録者数			
	一般書	児童書	絵本	紙芝居	雑誌	CD	DVD	合計	一般	幼児・児童	団体	合計
瑞穂町図書館	85,867	24,505	16,818	972	3,069	6,004	491	137,726				
元狭山ふるさと思い出館	3,172	5,238	3,238	235	237	0	0	12,120				
武蔵野コミュニティセンター図書室	15,901	9,208	6,259	331	1,382	27	0	33,108				
殿ヶ谷図書室	1,174	1,433	957	2	178	0	0	3,744				
長岡コミュニティセンター図書室	24,728	13,552	8,029	496	494	4	1	47,304				
合計	130,842	53,936	35,301	2,036	5,360	6,035	492	234,002	4,359	950	54	5,363

登録者数は集計方法を変更しました(有効期限が残存する人数)。

	貸出数								利用者数					開館日数
	一般書	児童書	絵本	紙芝居	雑誌	CD	DVD	合計	一般	幼児・児童	生徒	団体	合計	
瑞穂町図書館	34,317	13,572	11,234	560	5,627	3,218	1,335	69,863	14,410	2,852	423	550	18,235	295
元狭山ふるさと思い出館	1,315	700	387	17	154	4	8	2,585	677	92	15	18	802	285
武蔵野コミュニティセンター図書室	8,693	2,382	2,632	137	979	150	0	14,973	4,044	772	50	75	4,941	273
殿ヶ谷図書室	383	132	184	0	4	0	0	703	163	46	0	9	218	128
長岡コミュニティセンター図書室	9,749	3,792	5,510	291	1,480	297	4	21,123	5,039	1,073	66	58	6,236	273
合計	54,457	20,578	19,947	1,005	8,244	3,669	1,347	109,247	24,333	4,835	554	710	30,432	1,254

# 平成29年度図書館運営状況一覧表

平成30年3月31日現在

	蔵書数								登録者数			
	一般書	児童書	絵本	紙芝居	雑誌	CD	DVD	合計	一般	幼児・児童	団体	合計
瑞穂町図書館	83,860	23,274	16,158	884	2,854	5,988	491	133,509				
元狭山ふるさと思い出館	3,420	5,701	3,270	264	294	1	0	12,950				
武蔵野コミュニティセンター図書室	15,549	9,183	6,076	334	1,747	14	0	32,903				
殿ヶ谷図書室	1,351	1,519	978	55	144	1	0	4,048				
長岡コミュニティセンター図書室	24,060	13,292	7,652	490	463	14	0	45,971				
合計	128,240	52,969	34,134	2,027	5,502	6,018	491	229,381	4,542	921	49	5,512

登録者数は集計方法を変更しました(有効期限が残存する人数)。

	貸出数								利用者数					開館日数
	一般書	児童書	絵本	紙芝居	雑誌	CD	DVD	合計	一般	幼児・児童	生徒	団体	合計	
瑞穂町図書館	34,363	11,832	10,524	467	5,678	4,210	1,361	68,435	14,704	2,547	531	580	18,362	296
元狭山ふるさと思い出館	1,186	1,116	581	27	195	6	0	3,111	627	212	41	30	910	280
武蔵野コミュニティセンター図書室	9,526	2,572	3,264	186	1,234	69	1	16,852	4,450	864	54	61	5,429	274
殿ヶ谷図書室	443	138	133	0	19	0	2	735	221	53	0	4	278	145
長岡コミュニティセンター図書室	10,657	4,349	4,826	314	1,656	152	2	21,956	5,213	1,199	139	90	6,641	274
合計	56,175	20,007	19,328	994	8,782	4,437	1,366	111,089	25,215	4,875	765	765	31,620	1,269